

様式1

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	認定こども園 豊中ほづみ保育園	
運営法人名称	社会福祉法人 豊中ほづみ福祉会	
福祉サービスの種別	幼保連携型認定こども園	
代表者氏名	八田 道代 園長、 中川 洋子 教頭	
定員（利用人数）	89 （ 89 ） 名	
事業所所在地	〒 561-0851 豊中市服部元町2-7-2	
電話番号	06 - 6864 - 4111	
F A X 番号	06 - 6864 - 4114	
ホームページアドレス	https://www.hozumi.ed.jp/toyonakahozumi/	
電子メールアドレス	toyonakahozumi@car.ocn.ne.jp	
事業開始年月日	昭和 56 年 4 月 1 日	
職員・従業員数※	正規 12 名	非正規 16 名
専門職員※	保育教諭 18 名、保育士 1 名、看護師 1 名、 調理師 1 名、栄養士 1 名	
施設・設備の概要※	[居室]	
	[設備等] 保育室（0～5才児）、調乳室、調理室、更衣室、医務室兼事務室、園庭、支援室、絵本室、ホール、保健室	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	1 回
前回の受審時期	令和 元 年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

[保育理念]

自分らしさを発揮しながら 豊かな創造性や感性をもち やろうとする力や向かう気持ち
あきらめずに達成する力が強く 人とつながる喜びを知る人になる

[保育方針]

そのままの姿を受けとめよう たくさん抱きしめよう たくさんの失敗ができる場所にしよう
「ホンモノ性（学びの対象・人としてのあり方）」を大切にしよう
すべての人の違いは豊かさであり 同じ価値の存在として認めよう
一人ひとりの個性を尊重しよう

[まわりの大人が大切にしたいこと]

子どもを中心として それを取り巻く大人たちが 支えや学びの共同体になろう
子どもを生まれた時から 幅広い分野で発達する 生きた人間として見よう
子どもたちに人生の魅力を語ろう
子どもの成長や発達を喜び合い 協力し合いながら成長しよう
大人も子どもも 豊かな安全基地をもち 愛着を安定させよう

【施設・事業所の特徴的な取組】

(1) 日本の和食や行事ごとの料理、月1回の世界の料理などの食育に力を入れています。野菜を園庭で栽培し子どもたちと収穫をしクッキングを取り入れることで、食に興味を持てるようにしています。食育では乳児は野菜むき、幼児は実際に調理を行い、給食の先生と関わりながら食物の大切さや感謝の気持ちを伝えることを大切にしています。乳幼児期に良い食事週間を身につけ、心と体の健康のためには食育が大切だという意識を持って取り組んでいます。

(2) 子どもの「やりたい」という興味・関心の気持ちを大切に育み、自主性・主体性を大切にしています。一人ひとりの成長や発達も違えば個性も違うので、そのままの姿を受けとめられるように心がけています。行事に関しても練習ではなく、日々の保育の延長線の中で無理なく進められるよう工夫し、子どもたちの普段の姿、ありのままの姿が表現できるような取り組みをしています。また保護者の保育参加を行い日常のこどもの様子を見てもらうなどの取り組みや、異年齢保育を取り入れる中で、子ども同士の成長し合える環境づくりも大切にしています。

(3) 動植物との関わりを通して命の大切さを伝えていきます。うさぎやカメ、カタツムリの飼育や、園庭の様々な虫や鳥たちに対しても、一緒に関わりながら優しく関わられるように伝えていきます。年長児では、アゲハ蝶の幼虫を育て蝶になるまでの成長過程を観察することでより深く命に関わるように取り組み、生き物が亡くなるとお墓を作り最後まで責任を持つことで、命の尊さや不思議さに気づき、いたわる心を育てています。卒園前には看護師から命の話があり、生命の大切さや自分を大切に出来るよう保護者からの手紙を読み上げる機会も作っています。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	株式会社 第三者評価
大阪府認証番号	270025
評価実施期間	令和5年2月7日～令和5年7月18日
評価決定年月日	令和5年7月18日
評価調査者（役割）	0501C022（運営管理委員） 1701C005（運営管理・専門職委員） 1701C011（専門職委員）

【総評】

◆評価機関総合コメント

幼保連携型認定こども園 豊中ほづみ保育園は、開園42年目（設立1981年、認定こども園への移行 2015年）で、豊中市の東部、阪急宝塚線服部天神駅より徒歩10分の線路沿いに在ります。社会福祉法人 豊中ほづみ福祉会の姉妹園は、5つのこども園・保育園があり、その中核園です。園の外観は、「大きな家」で、家庭に近い環境で生活できるよう、木の温もりを大切にしたい園舎と内装と家具の温かさと、畑での作業を通じて自然に触れる機会を多く作ったり、泥んこになって遊び込む体験や手作りのおいしい和食の給食が評判の園です。

静岡県や富山県等の幼児教育・保育施設で令和4年に不適切事案が発生した事がマスコミ報道で大きく取り上げられた為、念のため園でも、法人内の2園と共に、令和5年3月に保護者アンケートを前倒して実施し状況を確認し（保護者満足度5点満点で 園平均4.7点の極めて高い満足度）、その結果『安全で安心・主体的な幼児教育・保育、楽しい遊び、美味しい給食』を3月に保護者に報告しました。

参考）昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策（令和5年5月12日付け通知）
こども家庭庁HP 安心・安全な保育のために
<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/>

今回の2回目の受審（前回令和元年度受審）では、園より事前に提出された「園の課題」を弊社で分析し、評価基準のどの項目を重点的に確認すれば良いかを事前検討し、基本に忠実に「幼保連携型認定こども園教育・保育要領を意識する」をテーマに、7/11（火）3名の評価者で、客観的なデータに基づいた科学的・組織的・体系的・計画的・持続的な 及び 保育教諭のアクティブ・ラーニング（主体的・対話的で深い学び）となるように評価を試みました。【①評価基準 ②法令・条例 ③幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ④法人・園の決まり事（マニュアル・規定等）への適合性評価】

園長・教頭を筆頭に、中核リーダー、調理師・調理員、看護師、事務職等全員参加（理事長も参戦）で、真摯に前向きに建設的に対応頂き、改善すべき事項を洗い出しました。認定こども園は時代の最先端にあり、保育教諭は社会の変化に最も敏感な人でなければなりません。「人は城、人は石垣、人は堀」（風林火山の軍旗で有名な戦国武将、武田信玄）という言葉があります。「幼児教育・保育は人なり」で、良き人財の人手不足は益々顕著になると思います。法人の中核園です。より魅力的な組織を創り、人財を鍛え上げましょう。

最後に、第三者評価は二回目以降の受審が重要です。前回評価からの改善度が確認出来るからです。積み上げてきた昔ながらの保育の良さが多々あります。ただ、激動の時代になっています。試行錯誤しながらの新しいチャレンジも必須です。

さあ～、これからだ！！ 「1に改善、2に改善、3・4が無くて、5に改善」

◆特に評価の高い点

（1）「全体的な計画」は、『幼保連携認定こども園教育・保育要領』を基盤とし、0歳から5歳まで一貫して子ども一人ひとりの個人差に配慮し人権と主体性を重んじ、家庭的な雰囲気の中で慈しみ大切に育むという視点できめ細かく作成されていました。職員はガイドブックに示された愛着関係の形成が健やかな育ちの基盤になるという理論を保育の根幹として位置づけ、一人ひとりの保護者や子どもに温かく寄り添う姿勢を心がけ、実践に結びつけるよう研鑽を重ねていました。

（2）人的物的環境を整備し、心や感性を育むための特色ある保育実践を取り入れていました。また『幼保連携認定こども園教育・保育要領』の「環境」領域の内容に記された「身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気付き、いたわったり、大切にしたりする」ことを日々の教育・保育内容で実践し、子どもが環境への興味関心、科学的視野、創造力、命の大切さを実感する力等を培っていくための工夫がなされていました。

（3）子育て支援事業「MOI MOI」にて、地域の子育て中の保護者が孤立しないような活動を取り入れていきます。又、水あそびや夏祭りの参加など地域向けのイベントも開催されており、地域の社会資源として大きく貢献されています。

(4) 「ヒヤリハット」の分析を月毎に行われており、報告書も見直しがしやすく、怪我した場所や時間、内容が明確に記され、作成されています。また、職員にその都度報告がされ、事故防止に繋がっています。

(5) 2023年3月実施保護者アンケート結果は、大変良い結果で日頃の保育の賜物です。
(総家庭数82 兄弟が居る場合は兄で実施)回収率 96.3 % = 79回収 / 配付82
総合評価満足度を5段階評価で言うと総合評価満足度＝園平均 4.7 ☆極めて高い満足度
*前回2019年10月実施(満足度4.4)より大幅改善されています。
☆ おおむね、保育理念・方針で掲げている内容を達成している事が伺えました。
ただ、若干要望も頂いています。それに対する見詰め直しを強化して下さい。

◆改善を求められる点

2回目の受審が重要ですので、きびしめの評価を行いました。以下の項目等々がb評価です。

- 1) 評価基準 9番 I章-4-(1)-② 見える化された「改善計画書」が作成されていません。
- 2) 評価基準 15番 II章-2-(1)-② 人事考課の実施
- 3) 評価基準 16番 II章-2-(2)-① ハラスメント対策の規定の改訂(改正労働施策総合推進法 公布:令和2年6月1日 施行:令和4年4月1日に対応)
- 4) 評価基準 21番 II章-3-(1)-① 園のホームページ等の活用による、園の保育内容、事業報告の公開は、もう一押ししたい。また、「重要事項説明書」の内容の精査を確実に実施する仕掛けを構築したい。
- 5) 評価基準 32番 III章-1-(2)-③ 園の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した簡単な文書の作成
- 6) 評価基準 A3 A章-1-(2)-② ⑤ 一人ひとりの職員が子どもへの丁寧な関わり、言葉かけを心掛けておられますが、自己評価での記載「職員によりばらつきがある」と感じていたり、保護者アンケート結果でも若干の指摘がある事からも、今後は職員間で振り返り検証しあう会議や園内研修の充実を計画的に取り組んでいくことを期待します。

等々

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

二回目の受審を受けるにあたり、若手職員が多い中、保育理念・保育方針を見つめ直し、自分たちの保育や保育を行うまでの計画・準備などを踏まえて振り返ることができました。前回より意識的に改善に努め取り組んできた内容についても、もう少し具体的に、簡潔に行う方法を指導していただければ、改善の道筋が見え、改善すべき点・優先順位・改善内容などを職員間で振り返りも行うことができました。

職員それぞれも、自己評価を行う中で、保育士としてのあり方や、保育理念に基づく理想の職員像を再認識できたことも良かったと思います。

子どもを取り巻く環境の変化に幼保連携型認定こども園として、私たちも変化していかなければならない事、また同じ目標の中職員同士が、対等性をもち、主体的に保育を考えていかなければならないと再認識することが出来ました。

職員の保育の質の向上について、外部研修だけにとらわれず、内部研修の充実の必要性についてもお話を頂き、自園の弱みの部分の改善に努められるよう園内研修を計画していこうと思います。

今回、中核リーダー保育教諭を中心に評価に参加し学びを深めさせていただき、職員一同新たな視点を持ってこれからの保育を計画・実行していこうと前向きな気持ちです。一つずつ出来ることから改善し、出来ているところはしっかり継続していきたいと思えます。本当にありがとうございました。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	<p>保育理念・方針等はホームページや『園のガイドブック』、『重要事項説明書』に明文化し、周知を図っています。職員に配布、玄関や職員室等への掲示、会議や研修会で周知し、保育にて実践しています。また、法人より、年に1回程度、理念・方針・「大切にしたい想い」を伝える場をもち、共通理解を図っています。</p> <p>訪問調査当日 7/11（火）に、全職員の脳裏に理念、方針が刻み込まれているか、「筆記テスト」を行い、理解出来ている事を確認し、周知方法の妥当性が確認できました。保護者には入園説明会・進級式の際やクラス懇談会にて資料を配布し詳しく説明したり、「園だより」等でも繰り返し伝えていきます。</p> <p>～保護者の保育理念・方針の認識度に関して <アウトカム評価>～ 2023年3月実施 保護者アンケート結果（回収79人/総数82人 回収率96.3%） 設問 1 園の理念・方針をご存じですか？</p> <p>⇒保護者の回答 ⑤よく知っている 9（11.4%）④まあ知っている 52（65.8%）③どちらともいえない 9（11.3%）②あまり知らない 7（8.9%）①まったく知らない 2（2.5%）</p> <p>*分析⇒ ⑤よく知っている 9（11.4%）④まあ知っている 52（65.8%） = 61（77.2%） ☆ 比較的、認識されているレベルです</p> <p>*ただ、②あまり知らない 7（8.9%）①まったく知らない 2（2.5%）を改善したい</p> <p>⇒前回2019年10月実施との比較 ⑤よく知っている 13（17.8%）④まあ知っている 32（43.8%） = 45（61.6%） 大幅改善されています</p>	

		評価結果																
I-2 経営状況の把握																		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。																		
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a																
(コメント)	<p>市・府・こども家庭庁等や「情報誌」により、社会福祉事業全体の動向や、市の福祉計画『こどもすこやか育みプラン・とよなか』や『令和4年度(2022年度)教育要覧 豊中市教育委員会』の策定動向と内容を把握し分析しています。また、アンケートの調査等で地域の子育てニーズを把握しています。</p> <p>令和4年度(2022年度)教育要覧 豊中市教育委員会 小学校区別幼児数一覧 令和4年(2022年)5月1日現在</p> <p>https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodatetorikumi/nenji_hokoku/youran.files/R4_yoran.pdf</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>0歳</th> <th>1歳</th> <th>2歳</th> <th>3歳</th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> <th>合計(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中豊島小学校区</td> <td>95</td> <td>133</td> <td>117</td> <td>130</td> <td>119</td> <td>119</td> <td>713</td> </tr> </tbody> </table> <p>*園の在園児人数は83人、校区内で約11.6%の乳幼児が通園中</p>			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計(人)	中豊島小学校区	95	133	117	130	119	119	713
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計(人)											
中豊島小学校区	95	133	117	130	119	119	713											
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a																

		<p>市内でも少子化（合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものの：1.26 過去最低 2022年、1.30 2021年）、保育者不足の影響で定員割れの傾向が出てきている為、理事長を中心に定時理事会・評議員会・園長、教頭との面談で対応策を検討し、攻めの経営を展開しようとしています。令和5年4月から近隣にマープル保育園（服部元町 2-68-1）を開園したり、学校法人常楽寺学園 ほづみあそびまなびの森（幼稚園型認定こども園 曽根南町1-1-5（豊島公園：ローズ球場横）を移転したり、小規模保育園 ほづみ絵本の森保育園、ほづみバブー保育園の法人内グループ4園と連携をさらに強化しています。</p>
--	--	---

	評価結果
--	-------------

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
---------------------------------------	---

(コメント) 理事長主導で強み・弱みの克服を意識して、「中長期計画」（2023～2027年度）を作成しています。項目として、1-人材、2-教育研修、3-子どもへの保育体制、4-安全、5-環境対策等を設定し、定期的な見直しも実施しています。2023年度では、中堅リーダーの育成、同僚性の向上、残業のあり方、能力給について検討等があり、2024年度では、職員休憩室の変更、園名の変更検討等があります。ただ、各項目の内容の粗さも散見されるので、この機会に園長、教頭主導で作成する方向性に切り替え、きめ細かな「中長期計画」の展開を期待致します。また、2024年度の園名の変更検討の際には、保育方針から教育・保育方針への改訂検討や4・5歳児のクラス名（小さいきりん組・大きいきりん組）の変更検討や『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』が要求する「カリキュラム・マネジメント」への深耕等も合わせてご検討下さい。

I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
--------------------------------------	---

(コメント) 理事長主導で理事会や職員の意見を踏まえ、「令和5年度事業計画書」を作成しています。項目として、1-令和5年度の重点項目、2-地域交流事業、3-食に対する取組等を設定し、定期的な見直しも実施しています。ただ、各項目の内容に粗さもあると感じました。この機会に園長・教頭主導で作成する方向性に切り替え、きめ細かな「年度事業計画書」の運用を期待致します。（特に、令和5年度の重点項目 (1) 特別保育事業の積極実施、内容の充実、(2) 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づいた教育・保育の展開、(3) 苦情解決処理への積極的な取組み、(4) 地域交流事業の推進の記載箇所はより深めたい）

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
---	---

(コメント) 日頃から職員等や理事などの役員を集約し「中長期計画」・「年度事業計画書」を策定し、理事会や評議員会で評価を行っています。また、事業計画は、ICTや会議等で職員に説明を行っています。

I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
-------------------------------------	---

(コメント) 「中長期計画」・「年度事業計画書」を玄関に掲示したり、HPに掲載し、保育参加を行う等の機会に、園長、教頭、中核リーダー保育教諭より保護者にねらい等を伝えています。

	評価結果
--	-------------

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
---	---

組織的（園長、教頭、中核リーダー保育教諭）に保育計画や日々の振り返りを日頃から行う等、保育の質向上に取り組んでいます。『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』が要求する毎年の「運営管理に関する園全体の自己評価」を大阪府が策定した「自己評価表」に基づき実施し、園の玄関にファイルを置き、公開しています。
また、5年に一度、法人内の全園で第三者評価を定期的に受審しています。
（今回で2回目の受審）

（コメント） 特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の園評価について 豊中市役所HP
更新日：2022年9月15日

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodatetorikumi/nenji_hokoku/20220615_enhyouka.html

法人 社会福祉法人 豊中ほづみ福祉会HP 第三者から評価されるということ

<https://www.hozumi.ed.jp/blog/single.php?page=226>

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

b

職員会議等を通じ、全職員で話し合いを積み重ね、課題の抽出・共有化し、「主たる園の課題」を策定し、打開策を共有化していました。
ただ、見える化された「改善計画書」は作成されていません。見える化する事で、共通認識を明確にしたり、組織的・計画的・体系的な取組みとしたり、優先順位や時系列（①1カ月以内、②1年以内に改善実施、③長期的な改善と分けたり）や各課題の実行責任者の明確化を期待します。園長・教頭、中核リーダー保育教諭の伸びしろがこの項目に在ると思いました。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を込めている。	a
（コメント）	園長・教頭の役割・責任は、「就業規則」・「重要事項説明書」に明記し、職員や保護者へ周知しています。有事（災害・事故等）の責任者が理事長・園長、教頭であること、不在時の権限委任（教頭、中核リーダー保育教諭）についても『危機管理対応マニュアル』（第4版 2020年1月14日改訂）に明記しています。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
（コメント）	理事長よりコンプライアンス（法令遵守）を厳命されており、園長・教頭は「遵守すべき法令一覧表」（2023年1月1日改訂）を作成し、職員会議等で各人の仕事と結びつけて指導を行っています。 訪問調査時7/11（火）の際に、各保育教諭・看護師・調理師・調理員・栄養士の脳裏に關係法令が刻み込まれているか「筆記テスト」を行い、確認しました。 保育教諭・看護師・調理師・調理員・栄養士が回答した關係法令の一部抜粋： ①子ども・子育て支援法 ②認定こども園法 ③学校教育法 ④児童福祉法 ⑤社会福祉法 ⑥改正個人情報保護法（2022.4/1～） ⑦労働安全衛生法 ⑧消防法 ⑨児童虐待の防止等に関する法律 ⑩改正食品衛生法 ⑪労働施策総合推進法（パワーハラスメント対策法制化、中小企業2022.4/1～） ⑫改正育児・介護休業法（2022.4/1～、10/1～産後パパ育休）	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a

(コメント)	<p>園長・教頭は、「月案」・「週案」・「行事計画」等を確認し、各クラスの様子を見て計画通り実施されているか、疑問点等ないかも確認し、職員の自信がより大きくなるように指導しています。また、毎月のクラス会議、職員会議では、個人・クラス・全体の課題などを明らかにし、教育・保育の質の改善へつなげています。特に、保育に関する書式は、保育の質の向上へつながる内容になるよう毎年必ず見直しています。</p> <p>また、教頭は保育の質の向上に対し「持ち前」の責任感が強く、令和2年度に大阪府主催の「福祉サービス第三者評価調査者5日間研修」を受講し、『知恵の蔵 叡知』を蓄えようとしています。</p> <p>★ 乳幼児期は生涯にわたる生きる力の基礎を育む極めて大切な時期で、質の高い幼児教育・保育を受けることはその後の人生に良い影響を与えます。</p>	
	<p>II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	b
(コメント)	<p>経営に関することは理事長を中心に行い、園長・教頭は運営管理を中心に関わっています。中核リーダーと相談しながら、働きやすい環境や理念の実現の為、取組んでいます。ただ、2015年度の早期に認定こども園へ移行していますが、現状まだ1号認定の園児が不在な事や、次年度の2024年度に園名の変更を検討予定や、カリキュラム・マネジメントへの取り組み等、新しい事への取り組みや、専門職の看護師・栄養士の雇用形態の再検討（非常勤から常勤へ：人手不足は益々顕著になる）等が遅れる傾向にあるように感じました。また、先の項目、II-1-(1)-①にも記載しましたが、この機会に振り返りを行って、園長・教頭の経営管理の領域を拡大させ、さらに進化させましょう！！</p>	

		評価結果
II-2 福祉人材の確保・育成		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-①	<p>必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	a
(コメント)	<p>法人会議では、保育教諭・派遣保育教諭・パート保育教諭、専門職 看護師・栄養士の配置や必要人数と現状の確認を行って、正規職員の比率を高める努力をしています。採用活動では、養成校に「求人票」を配布したり、法人単独でフェアもを行いHPの充実にも取り組んでいます。就職フェアでは園の特色を伝え園見学や学生アルバイト等の受け入れを行い、採用につなげています。</p>	
	<p>II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	b
(コメント)	<p>「期待する職員像等」は『まわりの大人が大切にしたいこと』に明記し、人事基準の一部（採用や配置、異動は明確となっている）は『就業規則』に明記し、職員会議・個人面談を通じて周知しています。</p> <p>ただ、昇進・昇格等に関する人事基準は、明確ではなく、また人事基準に沿った職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を実際に評価した事の「客観的証拠」が確認出来ませんでした。特に園長、主幹保育教諭への昇進プロセスは大きな人生の岐路です。難易度は高いですが、見える化された人事考課の導入は、真摯に働く保育教諭の励みになると思います。</p>	
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-①	<p>職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。</p>	b

職員の労務管理は「就業規則」に明記されており、各職員の有給休暇の取得状況や時間外労働を把握されています。総合的な福利厚生として「民間社会福祉事業従事者共済会」や「はぐぐみ年金」など、職員の希望に応じて加入しています。ただ、職員の心身の健康と安全を保証する、『ハラスメント対策マニュアル』（改正労働施策総合推進法 公布：令和2年6月1日 施行：令和4年4月1日）が改訂されていません。

参考) 事業主がハラスメントを防止するために講ずべき措置11項目
事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

(1) ハラスメントの内容・ハラスメントがあってはならない旨の方針を明確化し、周知・啓発すること。

(2) 行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等に規定し、周知・啓発すること。

相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

(3) 相談窓口をあらかじめ定めること。

(4) 窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。また、広く相談に対応すること。

職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応

(5) 相談の申出があった場合、事実関係を迅速かつ正確に確認すること。

(6) 事実確認ができた場合は、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行うこと。

(7) 事実確認ができた場合は、速やかに行為者に対する配慮の措置を適正に行うこと。

(8) 再発防止に向けた措置を講ずること

職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの原因となる要因を解消するための措置

(9) 業務体制の整備など、事業主や妊娠等した労働者その他の労働者の実情に応じ、必要な措置を講ずること。

プライバシーの保護、不利益取扱いの禁止

(10) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知すること。

(11) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益取扱いを行ってはならない旨を定め、周知・啓発すること。

(コメント)

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

a

(コメント)

ワークショップやミーティングで理想の職員像を話し合い、意識を統一しています。年度末の面談での希望を基に、個別の研修計画を立てたり、年度末の面談で、振り返りや次年度の目標や課題を聞き、夏頃にその後の思いや進捗状況の確認を行っています。弊社の経験では、一芸に秀でた人（どんな小さな事でも良い）が、気づけば他の技・スキルも身につけ、さらに一流のプロフェッショナル保育教諭として磨きをかける。一つを極めた人にとっては、別の分野でも「何をどうやれば結果が残せるか」が見えやすくなる。そして、一芸で得た「自分は出来る！」という「自分自身に対する信頼＝自信」が、別の分野でも自分を磨く時の余裕となる。一芸があれば、他の分野も開くようです。

II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b

(コメント)

職員のスキル状況を把握したり、「研修計画」にておおむね各職位で必要な研修を把握しているが、現状の「研修計画」は、外部研修が主となっており、体系的なものとなっていない。もう一押しし、「園内研修計画」的なものを作成し、体系的・計画的なものとしたり、基本となる『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』や、作成している『マニュアル』を読み込む園内研修を盛り込んだり、定期的な計画の評価、見直し、研修内容やカリキュラムの評価と見直しを実施出来るよう微調整して下さい。

II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

b

(コメント) 外部で行われる研修情報を全職員に提供し、個人の希望に配慮しつつ、シフトや全体のバランスを考慮して、希望の研修に参加できるよう配慮しています。外部研修に参加した職員が、得た知識・知恵を園内研修を実施し、シェアしています。また、園長、教頭、中核リーダー保育教諭が、各職員の普段の仕事ぶりを把握しています。ただ、各職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握し、見える化されたものはありません。また、保育の中で伝えたり、振り返りは行っていますが、個別でこまやかなOJT (On the Job Training) 迄には至っていません。職員の教育・研修にはOJTが最も有効と思います。

「やってみせ、言って聞かせて、させてみせ、ほめてやらねば、人は動かじ。」という有名な言葉があります。OJTに似ていると思います。「言って」の箇所は、現在では、「言う・口頭」だけでなく、指導テキストの『業務マニュアル』も必要と思いました。先輩により教え方の力量にバラツキがあったり、体系的に理解するには、指導のテキストが有用です。

認定こども園は時代の最先端にあり、保育教諭は社会の変化に最も敏感な人でなければなりません。ラテン語に「仕事の完成よりも、仕事をする人の完成」という言葉があるそうです。一生懸命な保育業務を通じて人格の完成を目指すよう職員をご指導下さい。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

a

(コメント) 『実習生マニュアル』(第2版 2021年度)に基づいて、直近3カ年はコロナ禍でしたが、実習生を受け入れて、養成校と連携を取りながら進めています。園長・教頭・中核リーダー保育教諭より、指導を担当する職員に研修を行って一貫した指導が出来るようにしています。本人の意向を取り入れてクラスを決めています。又、実習校との連携をとり巡回指導の教員との面談の機会を設けています。

子どもが幸せを感じる為に、子どもが「生まれてきて良かった」と少しでも思えるように、どうしたら子どもの心に火が付くのかを一人ひとりに合わせて考え続けていく等、保育教諭の役割と責任(大変な事は一杯ある、いろいろ苦勞もする、でも本当に大事な仕事なんだ)を教育保育実践を通じて、実習生に伝えようとしています。

* 直近3カ年 実習生受け入れ実績

2022年 9人 2021年 9人 2020年 13人

評価結果

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

b

園・法人のホームページや財務諸表等電子開示システムにて、運営の透明性を確保する情報公開をされています。コーポレート・ガバナンス(園の内部統制、健全な経営、効率的な業務)のKEYとなる①透明性、②情報公開、③説明責任を遵守されています。ただ、園のホームページの活用による、園の保育内容、事業報告の公開は、もう一押ししたい。また、「重要事項説明書」の内容の精査を確実に実施する仕掛けを構築したい。

【 財務諸表等電子開示システムによる情報公開状況 】

(コメント) 7/11現在(令和3年4月1日~令和4年3月31日 決算情報等)

① 貸借対照表、② 収支計算書、③ 現況報告書、④ 役員区分ごとの報酬総額、⑤ 定款 ⑥ 役員報酬総額

参考) 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム

<http://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyoukaiji/pub/PUB0200000E00.do>

II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

a

(コメント) 園における事務、経理、取引等に関するルール等を明確にし、法人・園の担当がきっちり実施しています。内部監査は、毎年幹事による監査を受けています。また、外部の専門家(会計士)による決算支援も受け、経営改善を実施しています。

評価結果

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

a

(コメント) 地域との関わり方についての基本的な考え方を「全体的な計画」、「年間指導計画」に記載しています。月に1回おたよりを配布したり、ホームページや地域支援室、正門横の掲示板、豊中市の子育てガイドブックにて地域の情報や病院の情報、公園マップを掲示したり、個人懇談などで保護者の方からの相談に対し、社会資源について伝えています。

II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

a

(コメント) 『ボランティア受け入れマニュアル』(第1版 2019年12月23日作成)を整備し、積極的に高校生や中学生の体験学習の受け入れを行っています。今年は秋に4~5名の中学生による職場体験を予定されており、社会体験の場として交流をしています。
中学生のお兄ちゃん・お姉ちゃん保育教諭の卵は、乳幼児から慕われ、貴重な戦力ともなっていたようです。中学生が乳幼児と触れ合う事で、子どもへの理解を深めるほか、命の大切さや人とのつながり、思いやりの心を養っています。
保育教諭と言う職業は、小中学生の頃までは女の子に人気の高い職業だとは思いますが、その後、低下する。やりがいを感じてもらって将来の職業選択の1つとして考えてもらったり、進路に悩む中学生に幼児教育・保育の仕事の魅力を積極的にアピール出来れば良いですね。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

a

(コメント) 年に3回程行われている幼保こ小連絡会や近隣の小学校での連絡会、地域の子育てネットワークにも定期的に参加され、地域の状況や課題を共有しています。医療機関や公園・児童館、豊中市支援サービスガイドを玄関に掲示しています。社会資源を明示したリストを職員会議などで職員に情報共有することが望ましいです。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

II-4-(3)-① 地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。

a

(コメント) 園庭開放や子育て支援事業MOIMOIを行い、地域福祉のニーズを把握するための取り組みを行っています。月に1回、臨床心理士カウンセラーによる「ちょいきき」を実施しており、保護者や地域の方の相談に応じる機会を用意しています。

II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

a

園に隣接した地域支援室「MOI MOI」にて、子育て中の保護者の集いの場があります。おたより（月に1回配布）でイベント情報を発信したり、プールや夏祭り等に地域の方に参加してもらう等、子育て中の保護者が孤立を感じないような活動をしています。また、「赤ちゃんの駅」としておむつ交換、授乳が可能なスペースを提供し豊中市のホームページにも登録されています。

【 地域支援室 MOI MOI（モイモイ）について 】

(コメント) おもちゃとえほんのへやで、親子でほっとできる園に隣接した素敵なスペースです。
月、水、金 9:30～12:00 自由に絵本を楽しんだり、おもちゃでも遊べ、コーヒーや紅茶・ジュース等、50円または100円で飲むことができます。
MOI MOIのHP <https://www.hozumi.ed.jp/moimoi/>

令和5年（2023年）4月発行 豊中市役所HP 「赤ちゃんの駅」のご案内（中部編）
2page 26番 認定こども園 豊中ほづみ保育園 授乳が可能なスペース

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodate/akachannoeki.html>

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	園の保育理念、保育方針に子ども一人ひとりの人権を尊重した姿勢が示され、『保育マニュアル』（2022.4.1）に明示しています。外部研修も受け、子どもの人権の理解を深め、子どもを尊重した保育を実践するよう、共通理解を図っています。保育中でトラブルが起こった際に、「気持ちカード」を用いて（5歳児）相手の気持ちを理解できるように心掛けています。食育において、月に1回世界の料理の提供や月に2回の英語教室で外国講師を招き、他国の文化に触れる保育を実践しています。	
	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
(コメント)	子どものプライバシー保護や虐待防止等の権利擁護については、『プライバシー保護規程』『児童虐待防止対応マニュアル』（2022.7.15改定）を基に、年に1回会議を開き、職員に周知しています。幼児クラスはトイレが個室になっています。また、着替えの際は、すだれを使用し子どもの様子が外部から見えなようにしたり、身体計測の際は服を着用するなど（2歳児～5歳児）の配慮を行っています。保護者には、入園時に「重要事項説明書」にてプライバシー保護に関する取り組みを伝えています。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	園の理念、方針、保育内容等は、豊中市役所配布の『豊中市の子育てガイドブック』やホームページに掲載し、広く発信しています。園見学は週に2回、見学日をもうけ、園内の様子を丁寧に説明しています。 豊中市役所HP 認定こども園 豊中ほづみ保育園の紹介のページ https://www.city.toyonaka.osaka.jp/shisetsu/kodomo_shounen/hoikuen/ninteikodomoen/toyonakahodumihoku.html	
	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a

(コメント) 入園説明会で「重要事項説明書」「ガイドブック」を用いて詳細に説明し、「同意書」を得ていることを書面で確認しました。また「ガイドブック」に変更点がある時も、差し替えを配布し、「同意書」を得ています。説明は理解状況を確認しながらメール配信、玄関やクラス掲示、必要に応じて個々に対応する等、丁寧に説明しています。配付資料は、年1回見直しを行っています。

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。 b

(コメント) 「認定こども園 園児指導要録」に記録し、引継ぎ文書として活用しています。園の利用が終了した後も、園として子どもや保護者が相談できるように園長や教頭が窓口となっています。ただ、園の利用が終了した際、相談方法などの説明を文書化することが望ましいです。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。 a

日々の保育の中で、子ども・保護者との信頼関係を築き、子どもが安心して自分の気持ちを伝えられるよう、配慮しながら満足度を把握するように努めています。毎月保護者から希望を聞き、保育参加、その後個人懇談を行い要望を聞いています。また、面談内容を職員間で共有し、毎日の保育の中で意識し改善に努めています。

今回、2023年3月に実施した保護者満足度調査は、96.3%の回収率で、下記の如く、保護者満足度は、極めて高い満足度(園平均 4.7)となりました。若干要望も頂いております。それに対する見詰め直しを強化して下さい。

(コメント) ★保護者アンケート結果より 回収率=回収79/配付82= 96.3%

総合評価満足度を5段階評価で言うと **園平均 4.7 ☆極めて高い満足度**

0歳児	ぴよ組	5段階評価 ⇒	4.7	(回収率=6/7 85.7%)
1歳児	ひよこ組	5段階評価 ⇒	4.7	(回収率=11/11 100%)
2歳児	うさぎ組	5段階評価 ⇒	満点5	(回収率=11/11 100%)
3歳児	りす組	5段階評価 ⇒	4.8	(回収率=17/17 100%)
4歳児	小さいきりん組	5段階評価 ⇒	4.6	(回収率=18/18 100%)
5歳児	大きいきりん組	5段階評価 ⇒	4.7	(回収率=16/18 88.9%)

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。 a

(コメント) 『苦情解決対応マニュアル』(第2版 2022.4.1改訂)に沿って、苦情解決の責任者、園長・教頭、第三者委員 2名(連絡先等も明記)を設置しています。その仕組みは、「重要事項説明書」に記載し保護者に説明し、園内に掲示しています。苦情、要望等を受け付けた際は、全職員に周知し早急な対応を行い、保護者に必ずフィードバックしています。(HP、お便り、園内掲示)経過については「苦情・クレーム票」に記載して保管しています。苦情、相談等の内容に基づき、職員で話し合いを深め、保育内容の改善に努めています。

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。 a

(コメント) 入園案内の際に「重要事項説明書」にてクラス担任、園長、教頭等誰にでも相談できる体制があることを伝え、第三者委員の設置についても説明を行っています。「クラスだより」や「園だより」にも定期的に記載しています。保護者からの相談・意見があるときは、プライバシーを守れるように配慮してゆっくり話せる場所「支援室や育児相談絵本室」を確保しています。また、送迎時等、保護者に積極的に声を掛け意見を伺う姿勢を心掛けています。

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。 a

(コメント) 職員は、日々の「おたより帳」でのやりとりや、登園・降園時、家庭での様子を把握し、園での子どもの様子を丁寧に伝えていきます。随時個人懇談を行い、意見や相談しやすい環境づくりに努めています。玄関入り口には自由に意見・要望を無記名で投函できるように意見ポスト「おもいの箱」を設置しています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

a

(コメント) 『危機管理対応マニュアル』『保育安全計画マニュアル』（第4版 2020.1.14改訂）を基に「安全計画」を作成し、リスクマネジメントに関する責任者を明確にしています。「保健研修年間計画」を作成し、重大事故に至る保育場面の研修を看護師が中心となり行っています。①SIDS研修（2022.11）②プールの使用、熱中症対策の研修（2023.6）③食事の誤飲誤嚥の研修（2022.7）に行い、心肺蘇生法の訓練も実施しています。「ヒヤリハット」を毎月集計したのち、回覧板を回し職員で共有をしています。「報告書」も作成しており、良く出来ていました。又、毎月「設備点検表」をもとに、保育に関わる設備や遊具の点検、メンテナンスに努めています。

(参考) **ハインリッヒの法則（1:29:300の法則）**
1928年、アメリカの損害保険会社の安全技術者ハーバート・ウィリアム・ハインリッヒ氏が、50万件以上の事故事例を調査し1つの法則を導き出しました。
「1件の重大災害の陰には、29件のかすり傷程度の軽災害があり、さらにその陰には300件のヒヤリハットした体験がある。」

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

(コメント) 『感染症対策マニュアル』（2023.5改訂）、『ノロウイルス対応マニュアル』（2019.11.18改訂）、『麻疹対応ガイドライン』（2018.11.1改訂）、『風しん対応ガイドライン』（2018.6.1改訂）等を作成し、看護師を中心に時期にあった感染症の園内研修を実施しています。年に1回手洗い指導と換気指導を行い、未然防止対応を心掛けています。現在の感染症の人数が分かるように、玄関掲示やHPで保護者に情報を提供しています。

☆ **2023年3月実施の保護者アンケート結果より 【 回答数 79件 】**
設問31番 感染症対策や衛生管理は適切に行われていると思いますか？
⇒ 回答 はい 69 (87.3%) どちらともいえない 5 (6.3%) いいえ 2 (2.5%) わからない 3 (3.8%)

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

a

(コメント) 園舎は、2015年改築のRC構造（鉄筋コンクリート造）、延べ床面積745.67㎡です。発生確率が今後10年以内に20～30%と言われている南海トラフ大地震や、気候変動による線状降水帯、激しい雨（1時間30mm以上）等の集中豪雨への備えは、大阪府の『南海トラフハザードマップ』、『豊中市総合ハザードマップ』『内水浸水想定区域図』、『洪水浸水想定区域図（天竺・菟川）』（2021年度版）の想定浸水 30～50cmを参考に、『防災マニュアル』（2019.1.10作成）、『非常災害対策計画』を作成し「年間防災訓練計画」に従い、毎月避難訓練を実施しています。保護者には毎月の避難訓練後にコドモメール配信し、連絡を徹底しています。落下防止をしたり高い所に物を置かないようにしたり、「備蓄リスト」を作成し、水（2L/人・日）食品（アレルギー児童に配慮し全員が食べられる物を用意）簡易トイレ等、毎月保管状態や賞味期限を管理しています。定期的にハザードマップを確認する仕組みを構築致しましょう。

参考) 気象庁や国土交通省は、激甚化の一途をたどる豪雨に対し、2022年に全国のハザードマップの被害想定を“百年に一度の雨”から“千年に一度の雨”に切り替え防災計画の大転換を図りました。また、2023年5月 全国各地（石川県、千葉・茨城県、鹿児島・トカラ列島近海、東京都新島近海）で震度5-6クラスの地震が相次ぎ発生しました。『大地からの警告』かもしれません。これからも、正しく恐れ、備え（防災は事前の準備・訓練が8割）をお願いします。

【 1923年（大正12年）9月1日発生に関東大震災から100年、1995年1月の阪神・淡路大震災から28年、2011年3月の東日本大震災から12年目です 】
参考) 「関東大震災から100年」特設サイト 気象庁、内閣府（防災）HP

<https://www.bousai.go.jp/kantou100/index.html>

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。

a

(コメント)

「保育理念」「保育方針」に基づき、保育の基本姿勢をはじめ、登園降園時の対応、清潔、食事、あそび、保護者連携・子育て支援等、具体的な保育を展開していくための標準的な実施方法が『保育マニュアル』（第2版 2022.4.1改訂）として作成され、子どもの尊重、プライバシー保護に関しては『プライバシー保護規定』（第3版 2022.7.15改訂）に明示されていました。園長、教頭は、保育の質を維持し標準的な実施方法にもとづいて保育をしているか、確認し指導をしています。標準的な実施方法について、研修や個別指導など職員に周知し記録を残すことが望ましいです。

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

a

(コメント)

随時各種会議を行い、保育の振り返りや見直しについて話し合いを重ねています。「マニュアル文書管理台帳」を作成しており、マニュアルの定期的な見直し、改訂状況を確認しました。子どもや保護者の姿、職員からの意見や提案を反映して振り返り、見直しを行い、作成・改訂に活かしています。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。

a

(コメント)

適切な福祉サービスを実施するために、子どもと保護者について、発達段階や家庭環境等、個別の状況を踏まえ、保育実施上のニーズを正しく評価、分析し、「全体的な計画」に基づき「指導計画」を作成しています。「指導計画」は各クラス担任が作成し、園長、教頭が確認、指導を行っています。加配児に対して年に2回（6月と3月）保護者と個人懇談を行い、保護者と一緒に考えながら「指導計画」を作成しています。市の保健師（年に2回訪問）、児童発達支援センター（年に1回訪問）と連携をとり、保育を行っています。

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

b

(コメント)

「月案」や「各種指導計画」は、子どもの状況や保護者ニーズ等踏まえ、毎月定例で職員会議やクラス会議を行い、課題を明確にしています。ただ、P（Plan・計画策定）→D（Do・実行）→C（Check・評価）→A（Act・見直し）の改善サイクルがより機能するように、見直しや変更した内容を関係職員に周知し、記録に残すことが望ましい。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

(コメント)

子どもの発達の様子や家庭環境を踏まえた教育・保育の実施状況は、「児童票」「身体測定表」「健診記録表」「予防接種」等、統一された様式に記録していました。「子どものつばやき」では、日々の子どもの様子や成長発達、保護者の意見が記録され、次年度への引継ぎなどが適切に行われています。園長・教頭を交えてクラス会議をひらき、情報を共有しています。また、共通認識が必要な情報は、日々「職員ノート」や「ホワイトボード」に記載し、また各種会議にて職員間で周知徹底して伝えあい、検討を行っています。

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

『個人情報保護規定』（2019.12.24作成）を整備し、目的外利用の禁止、個人情報漏洩防止等のルールを定めていました。個人情報に関わる全ての書類は、職員室に保管、厳正に管理しています。職員には園内研修で記録の管理や写真の取り扱い等、個人情報保護を遵守徹底するための園内研修を実施していました。保護者には入園説明会や面接時に個人情報の保護と開示方法を説明しています（重要事項説明書にも記載されています）。

(コメント)

参考1) 「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」（2020年6月12日公布）【2022年4月1日施行】への対応では、保有する個人情報の数を計算し、万一、1,000人を超える漏えいが発生した場合、個人情報保護委員会への報告が義務化された事の職員への周知が必要です。

参考2) 改正個人情報保護法で事業者の漏えい事案の報告が義務化されたことにより、報告件数が前年度の1,042件から約4倍の4,217件に急増したと報告されています。

個人情報保護委員会HP 令和4年度 年次報告の概要について（令和5年6月）
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/050609_annual_report_gaiyou.pdf

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
(コメント)	<p>「全体的な計画」は、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』、「保育理念」「保育方針」「保育目標」に基づき、また、年齢ごとの発達を基本とし、地域、園の特性を考慮して適切に編成されていました。ガイドブックには、「園で大切にしている育ち」という記載があり、「自己肯定感という心の根っこの育ち」等を育むための園の保育・教育の考え方を、理論的基盤を明確にしてわかりやすく解説していました。基本理念にも「まわりの大人が大切にしたいこと」として、子ども一人ひとりの育ちを尊重して援助することと、保護者の子育てを支援する温かいまなざしが掲げられていて、園の子育て支援の取り組みや様々な保護者参加行事などに反映されていました。「全体的な計画」は、年度末に全職員が参画して評価、見直しを行い、次年度の作成に活かしていました。「年間指導計画」「月案」「週案」等は定期的に評価を行っていました。</p> <p>【『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』が要求するカリキュラム・マネジメントへの取り組み状況】</p> <p>年間計画・指導計画を作成したのち、月や週ごとに細かく内容を書類に落とし込み振り返りと評価を行っています。それをもとに、各クラス会議を行い園長・教頭も踏まえて課題を話し合うことで、評価改善へと繋げています。また、定期的なクラス会議だけでは日々成長と変化があるため、必要に応じてその都度話し合いを行っています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
(コメント)	<p>保育室は、採光や換気に配慮し、温度、湿度計を設置して、清潔で適切な状態を保持するように実践していました。常に清潔で安全な環境整備をするために、掃除の分担や手順を図解入りで詳細に取り決めて『保育マニュアル』（2022.4.1改訂）に記載していました。また常に安全な環境整備をするために、室内外の道具や遊具の衛生管理、安全点検をきめ細かく取り決め定期的実践していました。各保育室は一人ひとりの子どもが落ち着いて心地よく過ごせるように、年齢発達や動線を考慮して食事や睡眠等の生活空間と遊びのコーナーを区切るなど、環境構成を工夫していました。遊びのコーナーでは、発達に合わせて子どもが様々な遊びを通して育つように配慮された道具や玩具等を十分に準備していました。一人ひとりの子どもが特定の大人と愛着関係を形成し安心して心地よく過ごす人的物的環境を構成するために、乳児は担当制保育を取り入れていました。</p>	
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b

(コメント)	<p>子ども一人ひとりの発達と家庭環境や生活リズムを把握し育ちに合わせた関わりができるよう配慮して保育を進めていました。子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように、一人ひとりを尊重し受け止め、つねに穏やかでわかりやすい丁寧な言葉かけを心がけるように努めていました。ただ、自己評価での記載「職員によりばらつきがある」と感じていたり、保護者アンケート結果でも若干の指摘がある事からも、今後は、子どもへの接し方、言葉掛け等が適切に行われているか、具体的な事例に基づき日々の保育を振り返り検証しあう会議や研修を取り入れる等、職員間で互いに学びあい、更なる研鑽を重ねていかれることを期待します。</p> <p>☆ 2023年3月実施の保護者アンケート結果より 【 回答数 79件 】 設問41番 職員の保育姿勢や対応はだいたい同じ（ばらつきが少ない）ですか？ ⇒ 回答 はい 55 (69.6%) どちらともいえない 15 (19.0%) いいえ 3 (3.8%) わからない 6 (7.6%)</p>
A-1-(2)-③	<p>子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p> <p style="text-align: right;">a</p>
(コメント)	<p>子どもが基本的な生活習慣が身につくように、家庭と連携しながら、保育経過記録をもとに一人ひとりの発達を踏まえたうえで、個別計画を立て丁寧に援助していました。『保育マニュアル』（2022.4.1改訂）には、午睡、清潔、着脱の排泄等の具体的な援助や手順が記載されていました。食事から着脱、午睡へと流れる動線を考慮して、一人ひとりへ丁寧な援助ができるように環境構成を工夫していました。また援助に当たっては子どもの主体性を重んじ、自分でやろうとする気持ちを大切にしながら関わるように心がけていました。基本的な生活習慣を身につけることの大切さについては、なぜそうするのかを、子どもによくわかるように大人が手本となって具体的に伝えるようにしています。</p>
A-1-(2)-④	<p>子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p> <p style="text-align: right;">a</p>
(コメント)	<p>保育室内には生活スペースと遊びスペースを適切に配置し、遊びのコーナーでは、保育教諭の援助のもと、自分で選んで様々な遊びができるよう、発達に応じた道具・玩具を用意する等、子どもが主体的に活動できる環境を整備して、子どもの生活と遊びが豊かになるように願って保育を展開していました。また食育につながる野菜の栽培活動や、虫・小動物の飼育や観察等、自然と触れ合う機会を大切にしたり保育や、運動発達を保障するリトミック・体操、ふれあい遊びなど年齢に応じた表現遊びや、散歩、戸外遊び等も計画的に取り入れていました。異年齢での関わりや地域の人たちに接する機会を取り入れ豊かな人間関係を築いていけるように配慮しています。</p>
A-1-(2)-⑤	<p>乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p style="text-align: right;">a</p>
(コメント)	<p>基本的信頼感の形成と情緒の安定のため、担当制を実施し、保育教諭との親密な愛着関係が築かれるように食事・着脱・排泄等の生活面の援助については1対1での関わりを大切にしていました。家庭とは子どもの24時間の生活を把握し、連携を密にして、個々の発達に配慮して保育を進めていました。保育室は、生活と遊びのコーナーが適切に配置されていました。遊びのコーナーでは、子どもの発達や興味関心を考慮しながら、好きな遊びを存分に楽しめるように、また粗大運動、微細運動を保障するために、玩具や道具などの環境が整備されていました。担当保育教諭は、乳児保育についての『保育マニュアル』に沿って更なる学びを深めていました。</p>
A-1-(2)-⑥	<p>3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p style="text-align: right;">a</p>

(コメント)	<p>担当制を取り入れ、家庭との連携を密にして、個別の「指導計画」を作成し、一人ひとりの育ちに合わせたきめ細かな保育を実践していました。基本的な生活習慣の形成に向けては、一人ひとりの発達状況を理解し、自分であろうとする姿を見守りながら適切な援助を行っていました。また自己肯定感が育まれるように、個々の思いや意欲を尊重し気持ちに寄り添った言葉かけや関わりをするように努めていました。保育室の遊びのコーナーでは、絵本、構成遊び、ママゴト・役割遊び、手先の機能を促す遊び等、子どもが主体的に遊びを展開できるような玩具等が適切に準備されていました。園庭では探索活動や様々な運動遊びを存分にできるように、環境を整備していました。散歩や感触遊び等の活動に応じて、異年齢で交流する機会を取り入れたり、調理師や看護師、地域の方々等の関わりを大切に、様々な人に温かく見守られていることを実感できるように配慮していました。</p>	
A-1-(2)-⑦	<p>3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
(コメント)	<p>年間計画、月案、週日案に基づき、基本的な生活習慣の確立や、子どもの育ちを援助し興味関心のある遊びを主体的に展開できるように、各年齢発達に応じて室内外の環境を整備し、計画的に保育を実践していました。保育室では、絵本、構成遊び、ママゴト・ごっこ遊び、造形遊び等の遊びのコーナーが準備されていました。また、様々な行事や活動において、友だちと協力し合って取り組んでいけるように援助、工夫していました。子どもたちの育ちや活動の様子は、随時「園だより」やブログにて保護者や地域にきめ細かく発信していました。今後は園独自の保育内容の各領域別年間計画を立て、年齢発達に応じて積み上げて展開していけるように、職員が共通認識をもって実践していくことを期待します。</p>	
A-1-(2)-⑧	<p>障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
(コメント)	<p>個別の「指導計画」を作成し、保護者と緊密な連携を取りながら、集団の中で、安心安全に配慮して、子ども同士が共に育ち合えるように援助し保育を進めています。年2回の市の専門職員の巡回指導に援助方法や関わり方の助言を受けて保育に活かしています。職員は外部研修を受講し、障がい児対応や統合保育に関する必要な知識や情報を得て園内研修にて報告、全職員が共有できるようにしています。</p>	

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント) 一日の生活を見通して計画性をもって遊びや生活を組み立てていました。在園時間に配慮して畳やソファ等、落ち着いて過ごせるスペースを設けたり、子どもの気持ちに寄り添う関わりを心掛けながら、好きな遊びができるように様々な遊びのコーナーを設置しています。異年齢の子ども同士と一緒に過ごす合同保育時間はおもちゃの種類や子ども同士の関わりへの配慮を心がけていました。延長保育児にはおやつを提供をしています。全職員が一人ひとりの子どもについて把握できるように、「引継ぎノート」等を通して情報を共有、引継ぎを適切に行っていました。	
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
(コメント) 「全体的な計画」において、小学校との連携、就学を見通した保育についての記載があり、それに基づき保育実践を積み重ねています。今年度より、近隣の関係園との5歳児交流や、幼保こ小連絡会議を再開する予定です。保護者には個々の面談や送迎時に、就学に向けて見通しが持てるように話し合いをしていました。園長の責任のもと、「認定こども園 園児指導要録」は担任等関係職員が作成しています。	
A-1-(3) 健康管理	
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント) 『感染症対応ガイドライン』（2019.10.21改訂）等、各種保健マニュアルが作成されていて、それらに基づき、適切に園児の健康管理、発育測定を行っていました。看護師は、毎日の健康観察や「連絡ノート」にて、子どもの健康状態を把握し、「看護記録」「個別記録」に記入し、必要に応じて全職員間に周知し情報の共有をしていました。「保健年間計画」は毎年作成し、保護者には「ほけんだより」にて「保健年間計画」の作成状況や園の子どもに関する方針や情報を周知し、子どもへの保健指導の状況についてもきめ細かく発信していました。子どもへの「ほけんのはなし」は耳・目等、各健診月に応じた内容だけでなく、夏には「睡眠」について、また特に年長児には一人ひとりの子どもが命の大切さや、自分が大切に育てられていることを実感できることを願って、卒園前に「命の話」（子どもたちの出産体験、お母さんからのお手紙の披露等）という取り組みを行っていました。また、SIDSに関する必要な知識については毎年園内研修を行い、全職員に周知し実践していることを「睡眠チェック表」等で確認しました。保護者にはSIDSに関する情報を「ほけんだより」やポスターにて提供しています。 人手不足は、益々顕著になると思われます。看護師は「持ち前」のリーダーシップや、柔軟な頭脳、使命感が在り、逸材と感じました。この機会に雇用形態（非常勤から常勤へ）を見直しては如何でしょうか。	
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a

<p>(コメント)</p>	<p>健診の結果は個別の「健康診断表」に記録し、職員間で情報の共有をしていました。子どもには「保健年間計画」に基づき、健診月に、歯磨き指導、目や耳の大切さ等々が楽しく学べるように保健指導を行っていました。保護者へは書面にて健診結果を報告し、有効活用されるように家庭と緊密に連携して健康管理や受診指導を行っています。</p> <p>【 看護師による健康・保健面での取組み 】</p> <p>毎朝視診を行い、体調の変化に注意を行っています。職員へ同じ判断ができるように病気やけがの対応方法など伝えています。流行期には保護者へも通知を行い、対応をお知らせしています。コロナウイルスの対応から、消毒管理や掃除方法を効率的にできるように検討を重ねています。個々の健康状態を把握し、既往歴や大きなエピソードがある場合には履歴を記載しています。ほけん年間計画を作成しほけんの話や、職員へ園内研修を行っています。またほけんだよりでその様子を伝えています。毎月の身体測定は成長曲線に表し継続的にチェックを行っています。予防接種歴をまとめ、未実施については内科検診ごとに問診票を通して保護者へ聞き取りを行っています。支援コーディネーターとして、各機関、保護者との連携、計画評価のアドバイスなどを行っています。</p>	
<p>A-1-(3)-③</p>	<p>アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>(コメント)</p>	<p>『保育所におけるアレルギー対応ガイドライン』（2019年改訂）に沿って、『食物アレルギー対応マニュアル』（第5版 2019.12.24改訂）を作成し、マニュアルに基づき、主治医の指示のもとアレルギー対応を行っていました。保護者には主治医からの「指示書」「生活管理指導表」を年2回提出していたが、個々の子どもの状況に合わせてアレルギー除去食の提供を行っています。アレルギー除去食の提供に当たっては、誤食がないよう他児と机を分け個別トレイにて提供、複数のチェック等、配膳の流れについて毎年確認を行っています。アレルギー疾患、慢性疾患等についての研修は看護師だけでなく保育教諭も参加し、知識・技術の向上に努めています。保護者にはガイドブックに記載し、入園オリエンテーション時に伝えたり、子どもたちにはアレルギー児への配慮が必要なことや、食事のルール等を理解できるように伝えていました。</p>	
<p>A-1-(4) 食事</p>		
<p>A-1-(4)-①</p>	<p>食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>
<p>(コメント)</p>	<p>食に関する豊かな経験ができるように「年間食育計画」を立て日々の保育内容に組み入れてきめ細かく実践していました。毎月の献立内容から、各年齢にに応じてできる食育体験を取り入れたことを詳細に記載した「食育体験記録」がありました。保育室では動線に配慮して遊びと食事のスペースを分ける等、年齢や発達に合わせた環境作りを工夫していました。乳児は個別に担当保育教諭が介助し、幼児クラスにおいてもテーブルごとに少人数に分け、子どもが落ち着いて楽しみながら食事ができるようにしていました。また子どもの発達に合わせて食材の大きさや食器、食具を変え、一人ひとりに合わせた援助を行っていました。食への興味関心を深めていけるように、野菜の栽培活動や食材に触れたりする、クッキング活動等を取り入れていました。保護者には毎日の食事内容を展示したり、「給食だより」等を通じて食育の取組について随時発信していました。</p> <p>【 栄養士・調理師による子ども主体の食育に向けた取組み 】</p> <p>園での食事は和食中心で、出汁や素材そのものの味を楽しみ、本物の味を大切にすることで、乳幼児期に大事な味覚を育てるようにしています。食育活動の中では、季節に応じた様々な野菜に触れたり育てて収穫するなどの体験を通して食に興味を持てるようにしています。クッキングでは各年齢に応じて食と関わる体験をすることで食に興味を持てるようにしています。食事の時には、配膳や食事のマナーが自然に身につくような声掛けをして、見守り、心と体を満たす食事作りを心掛けています。</p>	
<p>A-1-(4)-②</p>	<p>子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	<p>a</p>

(コメント)	<p>離乳食は個々に合わせ、幼児食移行後はメニュー変更はできないが、個々に応じて量の調整などをクラスで行っています。旬の食材や季節や行事に合わせた献立を提供し、月に一回、世界の料理を取り入れ、世界の食文化にも触れられるようにしています。</p> <p>配膳時、給食職員もクラスに入り配膳を行うことで子どもたちと交流し、子どもたちの食事量や苦手なものや好きなものが分かるようにしています。また、給食室に窓があり、子どもたちと気軽に会話が出来るような環境になっています。</p> <p>給食の衛生管理は、『大量調理施設衛生管理マニュアル』（平成29年6月16日）に基づき、きっちり決めた通り実施し、「給食点検表」に記録しています。2台の中心温度計の校正の実施 及び 定期的な校正記録の記載も、宜しくお願い致します。</p>
--------	---

	評価結果
--	------

A-2	子育て支援
-----	-------

A-2-	(1) 家庭との緊密な連携
------	---------------

(コメント)	<p>A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p> <p>「連絡ノート」や日々の保育内容の掲示にて、子どもの一日の様子を発信し、きめ細かな情報交換を行い、信頼関係を築くためのコミュニケーションを大切にしていました。保育のねらいや保育内容については、入園オリエンテーション、園だより、各種おたより、ホームページ等で丁寧に伝えていました。また年1回保育参加及び個人懇談会を通して、園での具体的な保育内容や個人の成長の様子を伝え共有できるように支援していました。日頃から子育て相談に際したり、家庭の状況、保護者との情報交換内容については、「子どものつぶやき」「個人記録」「相談ファイル」等において記録が残っていることを確認しました。</p>	a
--------	--	---

A-2-(2) 保護者等の支援

A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p>(コメント) 乳児クラスは個人の「連絡ノート」で、幼児クラスは写真を交えて日々の保育内容を掲示したりブログで発信する等、子どもの園での様子をきめ細かく伝えていました。日々の送迎時には、保護者と信頼関係を築くように丁寧にコミュニケーションを取りながら、情報共有を行っていました。保護者の勤務の都合や、事情に配慮して随時相談に乗ったり、保育参加及び個人懇談を行う等、丁寧に対応していました。保護者からの個別の相談については「個人別記録」「相談ファイル」に残し、相談内容によっては関係機関と連携を図るなどの対応をしていました。延長保育、一時保育、園庭開放を実施していました。</p>	
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p>(コメント) 『児童虐待防止対応マニュアル』（2019.4.1改訂）を整備し、職員には虐待等権利侵害の兆候を見逃さず早期発見するよう周知徹底し、「虐待防止研修」（2022.11.29実施）を行っていました。子どもの言動や心身の状態、家庭での養育状況の変化等、丁寧な把握に努めていました。気になる家庭については、相談しやすいように日々のコミュニケーションを深め、精神面での援助につながるように援助し、相談内容については詳細な記録を残していました。虐待の兆候を感じた場合は『児童虐待防止対応マニュアル』に沿って速やかに関係機関に通報する仕組みが構築されており、園には通報義務がある事が明記されています。</p>	

評価結果

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p>(コメント) 職員は月案・週案にて、自らの保育の丁寧な振り返りを行い、クラス会議で活動内容や子どもへの関わり等の課題の改善について話し合い、共有していました。毎年1回自己評価を行い園長に提出、それをもとに教頭による面談を年2回実施していました。各自が「フォローアップシート」において目標・計画を立て、スキルアップを目指し自己研鑽を重ね、互いの意識の向上が、園全体の保育の質の向上につながるよう、ワークショップによる研修等を取り入れていました。今後は、更なる園内研修の充実を目指して、領域別保育内容の年間計画を作成したり、何気ない日常の保育場面における子どもへの関わりを検証しあう研修を取り入れる等、系統だてた保育内容の改善や具体的な保育の姿勢の改善等につなげていく研修を年間計画を立てて実施していくことが望まれます。</p>	

評価結果

A-4 子どもの発達・生活援助

A-4-(1) 子どもの発達・生活援助

A-4-(1)-① 体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p>(コメント) 『就業規則解雇事由の第44条(12)』に、「体罰等子どもへの不適切な対応の禁止」と明記していました。毎年1回、事例をもとに、一人ひとりの職員が忌憚なく意見を話し合い互いに振り返りあうワークショップ形式の研修（2022.11.29実施）を行っていました。体罰禁止等については、『体罰マニュアル』（2021.11.1改訂）に明記し、職員に周知されています。</p>	

利用者(子ども)の保護者へのアンケート結果

調査の概要

調査対象者	園に通う全園児の保護者（家庭単位、兄弟組で配付・提出）
調査対象者数	82 家庭（回収率 96.3 % = 79回収 / 配付82）
調査方法	アンケート調査-無記名方式（2023年3月実施） *大阪府がモデルで示している「利用者チェックリスト〔保育園〕」アンケート項目20に、追加し45項目で詳細に調査しました。

利用者（子ども）の保護者へのアンケート結果（概要）

全家庭79人の保護者から回収（回収率 96.3% =79回収/配付82）その結果は大変高い満足度を示しました。

【園全体の保護者満足度平均値 5段階評価 ⇒ 4.7 極めて高い満足度】

各クラスの5段階評価、回収率、代表的なコメントを以下に記載します。

0歳児 ぴよ組 アンケート結果 5段階評価 ⇒ 4.7（回収率=6/7 85.7 %）

- ① <複数> 大きい組の子どもが小さい組の子と遊んでくれたり関わる機会が多い。
- ② <複数> 遊びから学んでいく事を大切にしている。

1歳児 ひよこ組 アンケート結果 5段階評価 ⇒ 4.7（回収率=11/11 100 %）

- ① <複数> 木の温もりが感じられる園。
- ② <複数> 保育の柔軟さがあって個人を尊重してくれる。

2歳児 うさぎ組 アンケート結果 5段階評価 ⇒ 満点 5（回収率=11/11 100 %）

- ① <多数> 子ども主体で考えてくれている。
- ② <複数> 子ども一人一人の成長や発達に合わせて寄り添った保育をされている。

3歳児 りす組 アンケート結果 5段階評価 ⇒ 4.8（回収率=17/17 100 %）

- ① <多数> 子ども一人一人の良さや個性を認めてくれる。
- ② <多数> 子どもの意思を尊重してくれている。

4歳児 小さいきりん組 アンケート結果 5段階評価 ⇒ 4.6（回収率=18/18 100 %）

- ① <多数> 子どもがのびのび生活出来る環境。
- ② <多数> 先生方が非常に真面目に子どもと向き合ってくれている。

5歳児 大きいきりん組 アンケート結果 5段階評価 ⇒ 4.7（回収率=16/18 88.9 %）

- ① <多数> 保育教諭一人一人が意欲的で嬉しいです。
- ② <多数> のびのび育てる、ありのままの姿を受け入れている。

以 上

*前回2019年10月実施（満足度4.4）より大幅改善されています。

☆ おおむね、保育理念・方針で掲げている内容を達成している事が上記の保護者のコメント、高い保護者の満足度評価から伺えました。ただ、若干要望も頂いています。それに対する見詰め直しを強化して下さい。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等